

# 幼稚園の2歳児保育（プレスクール）

## 保育料第2子以降無償化のご案内

北九州市では、令和7年度から、市内幼稚園の2歳児保育（プレスクール）を利用する、保育の必要性のある第2子以降のお子さんの保育料等も無償化の対象となります。無償化の給付を受けるための必要な手続きは、下記のとおりです。（※条件及び上限額あり）

### 無償化の対象

- ① 北九州市内幼稚園の2歳児保育（プレスクール）を利用する第2子以降のお子さんであること
  - ② お子さんと保護者が北九州市内に住んでいること（原則、北九州市に住民票があること）
  - ③ 保育を必要とすること
- ①～③すべての条件を満たす場合、2歳児（3歳に達する年度）の4月から満3歳の誕生日までの保育料等が無償化の対象となります。（※1歳児は対象外）

### 対象施設

北九州市内の幼稚園、幼稚園型認定こども園

※2歳児保育（プレスクール）を実施しているかについては、各園にご確認ください。

### 無償化の上限額、対象となる経費

○月額上限：25,700円

○対象経費：上限額の範囲内であれば、通常の保育料のほか、預かり保育料、給食費やバス利用料等の実費も含まれます。

### 手続きについて

プレスクールの無償化（保育料の償還払い）を受けるためには、多子世帯利用給付の認定申請と、保育料の償還払いの請求が必要です。詳細は、別紙1「幼稚園プレスクール第2子以降無償化に関する手続きの流れ」をご参照ください。

※満3歳以降、市民税非課税世帯の方で預かり保育料（教育時間外）の無償化を受けるためには、新3号認定の申請が必要です。課税世帯で第2子以降の方は、下記「多子世帯利用給付の認定申請」の際、申請書内における認定の「希望期間」について、「満3歳になった次の3月まで」を選択いただければ新たな申請は不要です。

## 1 多子世帯利用給付の認定申請

無償化（保育料の償還払い）となるためには、事前に市から、「多子世帯利用給付の認定」を受けることが必要です。（ただし、令和7年度中に限り、年度内に申請があったものは、令和7年4月1日まで遡ります。）

### （1）必要書類

#### ①多子世帯利用給付認定申請書

- ・お子さんがプレスクールを利用している幼稚園でお取り寄せください。

※市ホームページからもダウンロードできます。

URL：[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/28800077\\_00001.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/28800077_00001.html)

申請書などの  
様式はこちら



## ②保育の必要性を証明する書類（※保護者全員の該当する証明が必要です。）

| 保護者の状況                                          | 必要な提出書類                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 就労<br>（1ヶ月60時間以上労働することを常態としている）               | ○就労証明書兼保育要件申立書<br>※書類の内容について、市から就労先に連絡・確認する場合があります。                                                                              |
| 2 妊娠中又は出産後間がない<br>（出産前後8週間）                     | ○就労証明書兼保育要件申立書と、母子健康手帳の写し（出産予定日の分かるもの）<br>※出産予定日などの状況について保育要件申立書に記入してください。                                                       |
| 3 保護者の疾病、負傷、障害<br>（疾病や負傷または精神や身体に障害があること）       | ○疾病・負傷の場合は、就労証明書兼保育要件申立書と診断書（1ヶ月以上にわたり家庭での保育が困難な状態等が明記）<br>○障害の場合は、就労証明書兼保育要件申立書と障害者手帳の写しなど<br>※疾病・負傷・障害の状況について保育要件申立書に記入してください。 |
| 4 同居親族の常時介護・看護<br>（1日4時間以上かつ週3日以上介護、看護にあっていること） | ○就労証明書兼保育要件申立書と、介護・看護を受ける同居家族の診断書（医師の証明）又は身体障害者手帳の写しなど<br>※介護・看護の状況について保育要件申立書に記入してください。                                         |
| 5 災害の復旧にあっている                                   | ○就労証明書兼保育要件申立書<br>○罹災証明書または被災証明書<br>※状況について保育要件申立書に記入してください。                                                                     |
| 6 求職活動（有効期間は90日目が属する月の末日まで。起業準備を含む）             | ○就労証明書兼保育要件申立書<br>※求職活動の状況について保育要件申立書に記入してください。                                                                                  |
| 7 就学（学校教育法に規定する学校等に在学。職業訓練校等を含む。※通信教育は含まない）     | ○就労証明書兼保育要件申立書と、在学証明書又は学生証の写し、就学時間がわかるカリキュラム等の書類<br>※就学状況について保育要件申立書に記入してください。                                                   |

（2）提出先：お住まいの区の区役所保健福祉課（保育担当窓口）へご提出ください。

## 2 保育料の償還払いの請求（紙での請求）

プレスクールの保育料をご利用の幼稚園に一旦お支払いいただいた後、3ヶ月ごとの請求にもとづき無償化分を給付します。（今回の請求の対象は、令和7年4月分～6月分の保育料の償還払いです。）

### （1）必要書類

- 多子世帯利用料請求書（幼稚園等の2歳児保育用）
- 領収証（プレスクールを実施する幼稚園が発行したもの）
- 振込口座がわかるもの（通帳等、銀行名・支店名・口座番号・口座名義等がわかるものの写し）  
※2回目の請求以降は、口座変更の場合のみ必要となります。
- 委任状（認定保護者と口座の名義が異なる場合のみ）  
※「多子世帯利用料請求書」下部にある委任状の欄をご記入ください。

両面仕様

認定保護者の氏名や認定番号は、区役所が発行した多子世帯利用給付認定通知書でご確認ください。

（2）提出先：ご利用の幼稚園へご提出ください。

（3）紙での受付期間：幼稚園ごとに異なります。（ご利用の幼稚園にご確認ください。）

※参考：幼稚園から市への提出期間：令和7年7月1日（火）～7月18日（金）

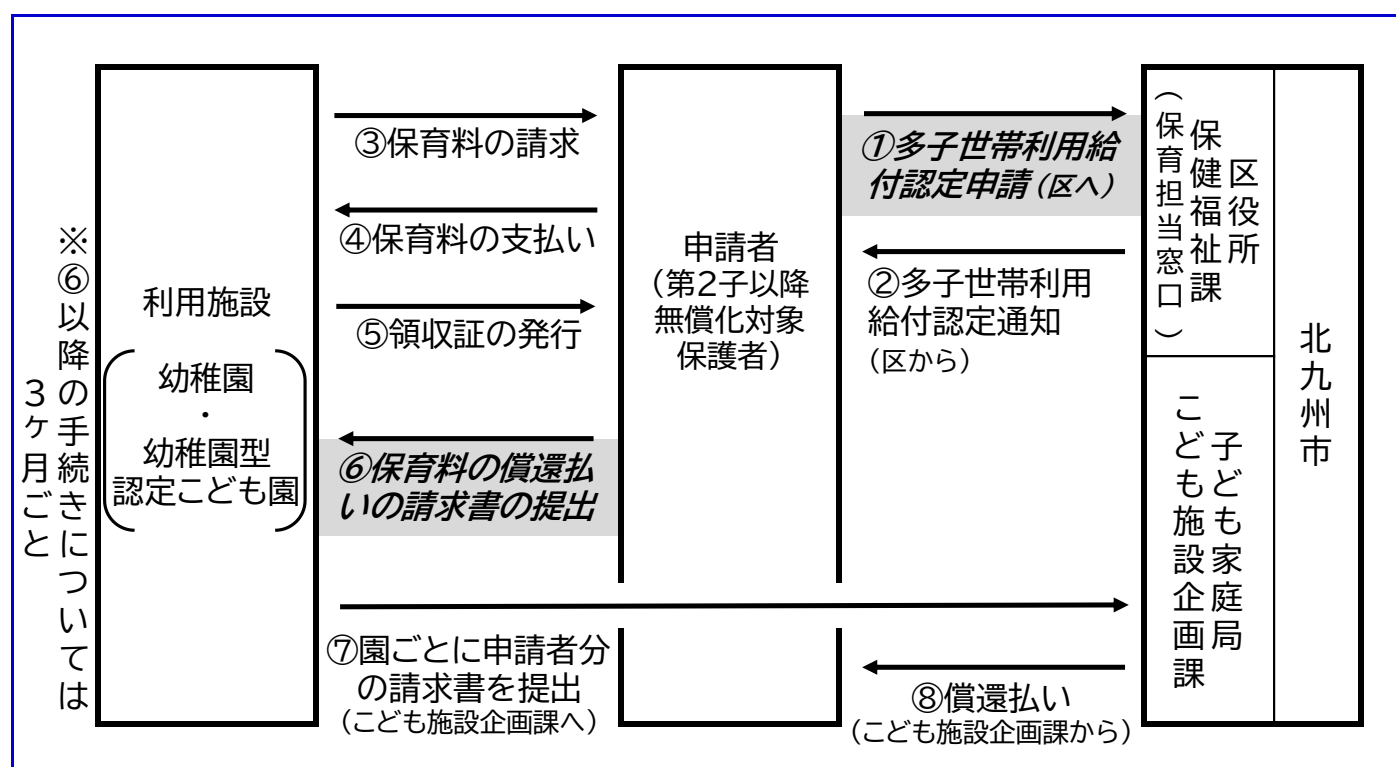
保育料の償還払いの請求は、上記期間中（令和7年7月1日～7月18日）であれば、幼稚園を介さずにLINEでの請求も可能です。詳細は、別紙2「幼稚園プレスクール 第2子以降無償化に関するLINEでの手続きのご案内」をご参照ください。

【お問い合わせ先】北九州市子ども家庭局こども施設企画課 運営支援係（☎：582-2412）

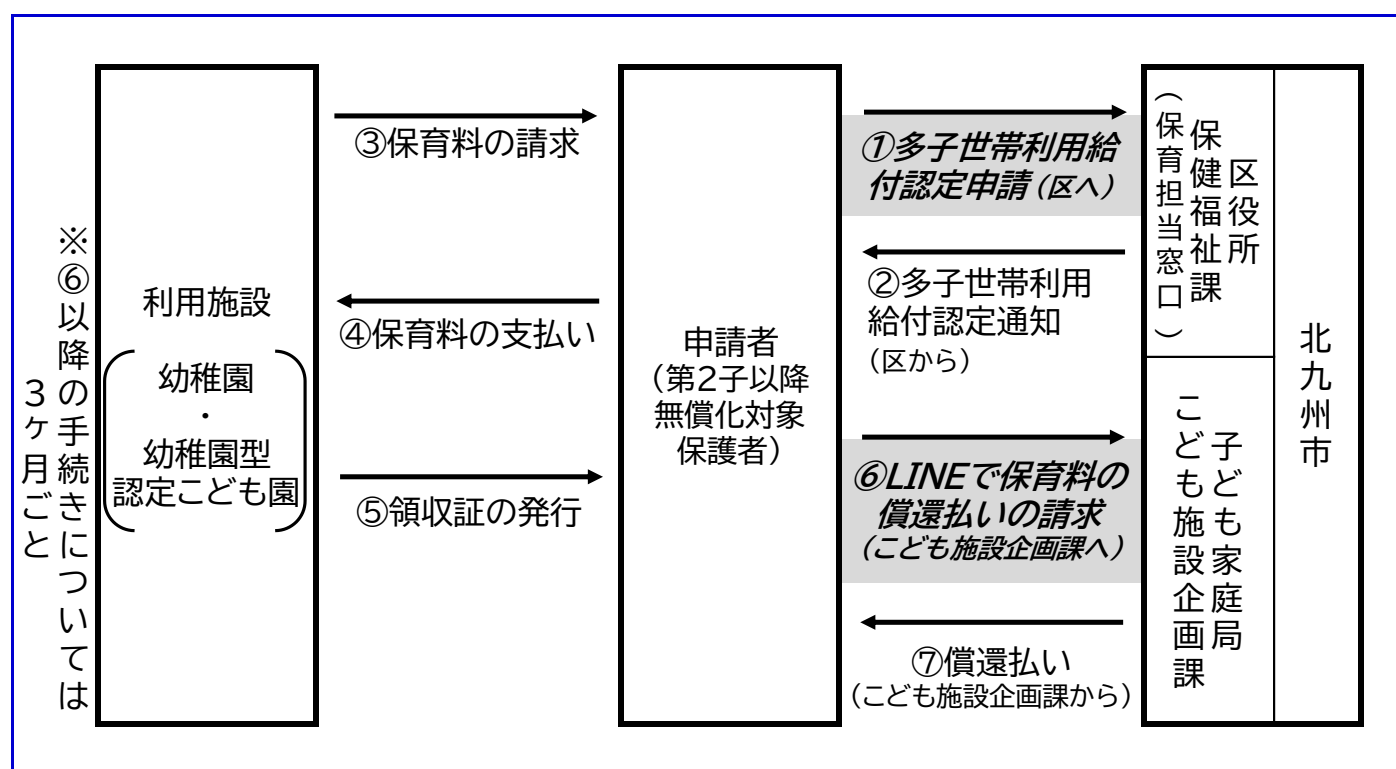
# 幼稚園・ preschool 第2子以降無償化 に関する手続きの流れ

：申請者（第2子以降無償化の対象保護者）が行う申請、請求

## 紙での請求の場合



## LINEでの請求の場合



## 幼稚園プレスクール第2子以降無償化に関する

## LINEでの手続きのご案内

- 無償化になるためには、多子世帯利用給付の認定申請と、保育料の償還払いの請求が必要です。
- 保育料の償還払いの請求のお手続きは、紙での請求のほか、LINEでの請求が可能です。（ただし、転園等により複数の幼稚園でプレスクールを利用した場合は、LINEでの請求はできません。紙での請求をお願いいたします。）

## LINEでの手続きの方法

- (1) 北九州市公式アカウントの友だち登録がお済みでない方  
LINEで申請するためには北九州市の公式アカウントを友だち登録する必要があります。右のQRコードから、友だち登録をお願いします。



- (2) 北九州市公式アカウントの友だち登録がお済みの方  
右のQRコードを読み込むと申請フォームが開きます。  
お手元に下記の必要書類をご用意のうえ、請求をお願いします。



## 【必要書類（添付書類）】

- 領収証（プレスクールを実施する幼稚園が発行したもの）
- 振込口座がわかるもの（通帳等、銀行名・支店名・口座番号・口座名義等がわかるものの写し）  
※2回目の請求以降は、口座変更の場合のみ必要となります。
- 委任状（認定保護者と口座の名義が異なる場合のみ）  
※「多子世帯利用料請求書」下部にある委任状の欄をご記入ください。

## (申請時の注意点)

- ・認定保護者の氏名や認定番号は、区役所が発行した多子世帯利用給付認定通知書でご確認ください。
- ・領収証等の上記必要書類（添付書類）は、すべて写真撮影し添付してください。その際は、LINEのカメラ機能の利用、又は写真へのアクセス権限を許可する必要があります。

- (3) LINEでの請求期間：令和7年7月1日（火）～令和7年7月18日（金）

※7月19日以降、LINEでの請求受付はできません。7月19日以降は、次回の請求期間（10月1日（水）～10月17日（金））で請求してください。

## (4) その他

- ・申請は一問一答形式となっています。1つ前の回答を修正することは可能です。
- ・システムの仕様上、回答途中で誤りに気づいて修正する場合、修正したい項目まで1問ずつ戻っていただくか、又は一度中止して最初から申請し直していただく必要がございますのでご了承ください。（回答途中で一定時間回答がない場合も、一旦回答が取り消され、最初から申請が必要となります。）